

## 大規模自然災害等に係る学費減免について

本学では、大規模な自然災害により被災し、経済上修学が著しく困難になった場合の学費減免をおこなっています。学費減免を希望される方は、学生課および大学院・社会人教育センターオフィスまで、お問い合わせください。

### 1. 学費減免の対象

自然災害

- (1) 激甚災害に指定されたもの
- (2) 大学が相応すると認めたもの

対象者

減免を受けることができる者は、被災者が学費を負担している保証人であり、原則としてその被災状況が当該自治団体等の公的機関が発行する書類によって証明できることとし、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 所有する自宅家屋が全半壊や流出した場合
- (2) 会社等が倒産するなどして著しく家計が急変した場合
- (3) 保証人が死亡した場合
- (4) その他大学が認めたもの

### 2. 学費減免範囲

減免の適用範囲は、都度決定する。

### 3. 提出書類

- (1) 申請書(所定書類)
- (2) 当該自治体等が発行した罹災証明書
- (3) その他大学が指定するもの

被害	その他該当する書類
減額	災害前後の収入状況を証明する書類(源泉徴収票・給与明細・確定申告書等)
失職	雇用保険受給資格者証コピーまたは退職証明書
倒産	廃業証明書
死亡	住民票

### 4. 問い合わせ先

学部生は学生課、大学院生は大学院・社会人教育センターオフィスにお問い合わせください。

学生課

電話番号 047-373-3933

大学院・社会人教育センターオフィス

電話番号 047-373-9755

問い合わせ時間 平日10:00~16:00 土曜日10:00~14:00

### 5. その他

独立生計者は、学生本人が被災した場合をのぞき、減免の対象となりません。